



# 不正競争防止分野の最新実務と中国応札の注意事項

ビジネスが活発化しつつある中で、日本企業が注意すべきことは。

(2022年7月8日開催、日外協「中国シリーズ講演会」から抜粋)

北京市金杜法律事務所 (King & Wood Mallesons)

弁護士 劉 新宇

弁護士 韓 暉

## 社内のコンプライアンス強化を

不正競争防止法は2018年と19年に改正されている。様々な行為類型の中でも処罰件数が多い商業賄賂、営業秘密保護、虚偽宣伝(広告規制違反)については、コンプライアンス違反がないよう特に気を付けなければならない。

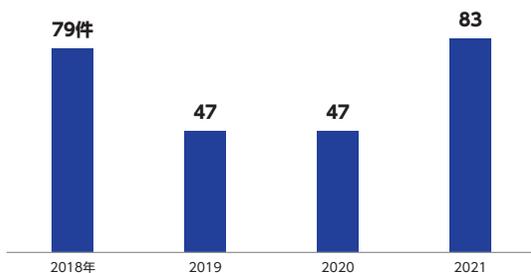
### 商業賄賂

商業賄賂は取引に影響を及ぼす単位(組織)または個人に賄賂を贈ることによって、他の競争者を排除し、公正的に競争する市場秩序を乱す行為である。

贈賄側に対する罰則も収賄側に対する罰則も強化された。1回あたりの贈与額は小さくなくても、刑法における贈賄額は累計金額により確定される。贈物の累計の価値が高くなりすぎると、商業賄賂として行政責任が追及されることだけでなく、場合により刑事責任が追及されるリスクもある。従業員個人の暴走であっても、

### 商業賄賂防止の最新動向

(2018 - 2021年) 上海における商業賄賂行為に対する行政処罰の件数



出所：講演資料を元に日外協作成

上司や会社は責任を問われる可能性がある。決裁基準の見直しなど社内の管理体制を強化するようにしたい。コンプライアンスマニュアルの整備とともに、社員への教育が欠かせない。また、言うまでもないが、専門家のアドバイスも必要になる。

### 営業秘密保護

営業秘密とは公衆に知られていない商業的価値を有し、かつ権利者が関連の秘密保持措置をとった技術情報および経営情報などのビジネス情報をいう。不正競争防止法は、不正な手段で営業秘密を獲得することを禁止している。改正後は、懲罰的損害賠償規定が適用される可能性も出てきた。

### 虚偽宣伝／広告規制

虚偽宣伝も罰則の対象になる。規定には「経営者は、商品の性能、機能、品質、販売状況、顧客の評価、受賞歴などについて、虚偽的または人に誤解させる商業的宣伝、詐欺、消費者への誤導をしてはならない」とある。

また、特に日本企業が気を付けなければならないのは「台湾」の表記。台湾を1つの国として取り扱うことはできない。ある在中国日系企業はホームページの「海外事務所」の欄に、「台湾」を中国、韓国などの主権国家と並列して表示。広告法9条に定める「国家の尊厳または利益を損ねる行為」に該当するとして、100万円(約2050万円)の過料を科されている。